

産業廃棄物処理計画書

令和5年6月30日

広島市長

提出者

住所 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34

氏名 広島市長 松井一實

(広島市下水道局旭町水資源再生セ

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 082-255-4940 (内線 5891)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	広島市下水道局旭町水資源再生センター
事業場の所在地	広島市南区宇品東四丁目 2 番 27 号
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	36 水道業
②事業の規模	処理能力 50,400 m ³ /日
③従業員数	10名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<pre> graph LR A[流入水] --> B[着水井] B --> C[最初沈殿池] C --> D[反応槽] D --> E[最終沈殿池] E --> F[塩素混和池] F --> G[放流水] C --> H[濃縮槽] H --> I[脱水機] I --> J["脱水ケーキ 处理委託 (肥料化、セメント化)"] C --> K[余剰汚泥] K --> L[处理委託 (焼却埋立)] L --> C </pre>

別紙1
(産業廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

現状:前年度(4 年度) 実績量
計画:今年度(5 年度) 計画量

単位:トン/年

産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
	排出量		自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量		自ら熱収を行 う 産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を 行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への 処理委託量		再生利用業者への 処理委託量		認定熱回収業者への 処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収 を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻																				
汚泥	75846	71868	0	0	0	0	69549	65648	0	0	6297	6220	6172	2665	6172	6090	0	0	0	0
廃油																				
廃酸																				
廃アルカリ																				
廃プラスチック類																				
紙くず																				
木くず																				
繊維くず																				
動植物性残さ																				
動物系固形不不要物																				
ゴムくず																				
金属くず																				
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず																				
鉛さい																				
がれき類																				
動物のふん尿																				
動物の死体																				
ぱいじん																				
合計	75846	71868	0	0	0	0	69549	65648	0	0	6297	6220	6172	2665	6172	6090	0	0	0	0

*上記に分類できない産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

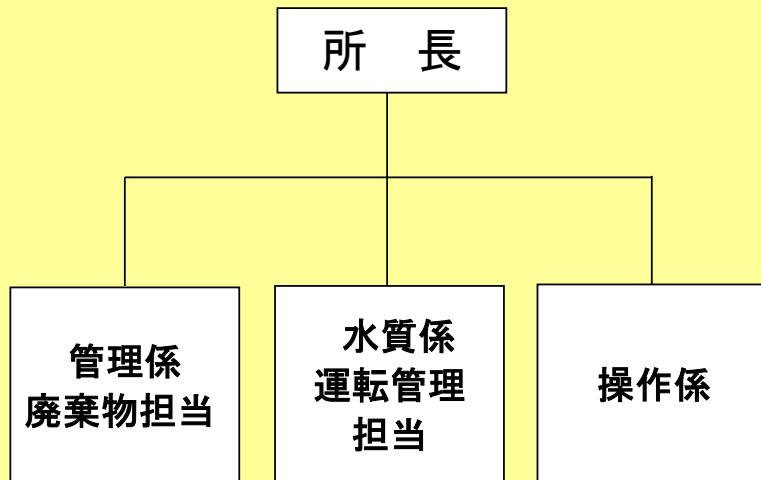
別紙2(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

1 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制図等)

【参考様式】

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したものでも提出可能です。

産業廃棄物処理責任者:旭町水資源再生センター所長



2 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	反応槽のMLDO、MLSS等を適切に管理して、余剰汚泥の発生量を削減し、濃縮汚泥の排出を抑制している。
②計画 (今後実施する予定の取組)	上記に同じ。

3 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	—
②計画 (今後、分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	—

4 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	—
②計画 (今後実施する予定の取組)	—

5 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	適切な運転管理及び維持管理を行い、脱水ケーキの低含水率化に努めている。
②計画 (今後実施する予定の取組)	上記に同じ。

6 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	—
②計画 (今後実施する予定の取組)	—

7 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	汚泥(脱水ケーキ)のセメント化及び肥料化処理を委託して、再生利用を図っている。また、現地にてこれらの履行確認を行い、適正に処理されていることを確認している。
②計画 (今後実施する予定の取組)	上記に同じ。